成田市立加良部小学校「加良部小学校いじめ防止基本方針」

１　いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは，「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童等の生命，心身又は財産に重要な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応をとることが必要である。

（注１）　「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（注２）　「学校」とは，小学校・中学校・義務教育学校をいう。

（注３）　「いじめられた児童等の立場に立って」とは，いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。※１・３

（注４）　「一定の人間関係にある者」とは，学校の内外を問わず，例えば，同じ学校・学級や部活動の者，当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等，当該児童等と何らかの人間関係にある者を指す。※２

（注５）　「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは，「仲間はずれ」や「集団による無視」等，直接的にかかわるものではないが，心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものであることや，身体的な攻撃の他，金品のたかり，物品の隠匿，嫌なことを無理やりさせられたりすること，インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

（注６）　外見的には「けんか」のように見えることでも，その背景にある事情の調査を行い，児童等の感じる被害性に着目して状況を確認すること。

※１　いじめは，頻度やダメージの大きさに関わらず，**「たった１度であっても，いじめに変わらない」**「その１回が致命的になるかもしれない」と考え，いじめられている児童等の心情を重視して取り組むこと。

※２　いじめは，被害児童等と加害児童等だけの問題ではなく，**周りではやしたてたりする「観衆」や，見て見ぬ振りをする「傍観者」も，いじめを助長する存在になりうる**ことを様々な場面を捉えて認識させること。

※３　いじめは，児童等同士だけの問題ではなく，教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し，**教職員の言動で児童等を傷つけたり，いじめを助長したりすること**のないよう細心の注意を払うこと。

※４　**いじめには，様々な態様が挙げられる。**単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう，いじめられた児童等の立場に立って対応すること。

【例】［冷やかし］，［からかい］，［悪口］，［脅し］，［仲間はずれ］，［集団による無視，パソコンや携帯電話等での誹謗中傷］，［金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊］，［軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く］，［嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする］等

心理的苦痛・・・〔冷やかし〕〔からかい〕〔悪口〕〔脅し〕〔仲間はずれ〕〔集団による無視〕
〔パソコンや携帯電話などでの誹謗中傷〕
物理的苦痛・・・〔金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊〕
暴力的苦痛・・・〔軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く〕〔嫌なことや恥ずかしいこと〕
〔危険なことをされたり，させられたりする等〕

※いじめは，児童同士だけの問題ではなく，教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力をもつことを十分に認識し，教職員の言動で児童等を傷つけたり，いじめを助長したりすることのないよう，細心の注意を払うこと。

これらのことを受けて，本校では，加良部小学校のいじめの定義として，「いじめの階段」を設定した。共通指導事項として，階段の段数にかかわらず，１段目でもいじめにつながることを指導することとする。また，階段は降りることもできるということを合わせて指導することとする。



「いじめの階段掲示物」

【使用上の注意点】
①３学年以上の学年で使用する。
②これらの案件があった場合は，必ず生徒指導ノートに記載する。
③生徒指導部会で毎月共通理解を図る。
④黄色の案件以上を教育委員会に報告する。

２　基本理念

いじめは，全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童等が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また，全ての児童等がいじめを行わず，いじめを認識しながらこれを放置することがないよういじめの防止等の対策は，いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童等が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

加えて，いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで，以下の基本的な考え方に立ち，教育委員会，学校，家庭，地域，その他の関係者の連携のもと，いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

＜いじめ根絶の基本方針＞

（1）いじめの禁止
「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き，いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の背景にある事情やその被害性に着目して理解を深めること。

（2）危機意識をもつ
「いじめはどの児童にも，どの学校でも起こり得るものである。また，誰もが被害者にもなり得るし，被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識をもち，学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。

（3）いじめられた児童を守る
「いじめられている児童の立場に立ち，児童の心の痛みを親身になって受け止め，最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で，いじめ問題を克服すること。

（4）組織的な対応
学級担任が一人で抱え込まないように，同学年，生徒指導部会，いじめ防止及び根絶対策委員会など連携をとり，組織的に対応する。

＜いじめる心理＞

いじめの背景にある，いじめる側の心理を読み取り，支援・対応することも大切である。

不安や葛藤，劣等感，欲求不満などが潜んでいる可能性がある。その背景には，家族関係の問題や習い事先でのストレスなど，様々なことが考えられる。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく，その視点から児童の生活を見ることで，いじめの未然防止にもつながると考えられる。

いじめの衝動を発生させる原因としては・・・

①心理的ストレス
※過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。

②集団内の異質な者への嫌悪感情
※凝集性が過度に高まった学級集団において，基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる。

③ねたみや嫉妬感情

④遊び感覚やふざけ意識

⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

3　いじめ防止等の対策のための施策

（1）　学校及び教職員の責務

学校及び教職員は，基本理念にのっとり，保護者，地域住民，教育委員会，児童相談所，警察，その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに，児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処すること。

（2）いじめ防止等の対策のための組織

ア　名称『いじめ防止及び根絶対策委員会』

イ　役割

国の基本方針では，学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。

①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割。

④いじめの疑いに係る情報（日記，スマイルボックス，日頃の行動の観察）があった時は，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

ウ　組織の構成

＜いじめ防止及び根絶対策委員会メンバー＞

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，当該学級担任　　計：１３名

いじめが発生した場合には，管理職及び生徒指導主任に報告・連絡・相談する。まずは担任中心に学年で対応。解消してもしなくても管理職及び生徒指導主任から指導を受ける。解消しない場合は，『いじめ防止及び根絶対策委員会』を開催し，いじめられた子への支援といじめた側の指導に当たる。いじめてしまうその背景を探りながら指導に当たる。

＜生徒指導部会メンバー＞

教頭，生徒指導主任，低・中・高学年・特別支援学級・専科からそれぞれ１名，
特別支援コーディネーター，教育相談員　計：９名

問題が生じた場合は，直ちに管理職，生徒指導主任，学年で対応する。

エ　活動内容

①月毎で生活のめあての反省を行う。

②配慮を要する児童の報告。（生徒指導ノートの活用）

【生徒指導ノート】

・各学年で起きたことを時系列にまとめ，生徒指導部会で共通理解を図るためのもの。

③生徒指導部会記録を各学年に配布。学年会議に活用

オ　開催回数及び開催日

①月毎の生徒指導部会議の開催

②事例発生時や，生徒指導部会議ででた事例が解消しない場合に開催。

③各学級，専科教員，養護教諭から月末時の生活目標への反省，問題行動，要配慮児童について，その他，気になるところを紙面で報告。それをまとめ，全体に周知する。

（3）いじめ未然防止

ア　いじめの未然防止に向けた取組

①子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めるものとする。

②道徳教育及び体験活動の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止等に資することを踏まえ，すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を道徳教育推進教師が要として意図的，計画的に推進するものとする。（命を大切にするキャンペーン，豊かな人間関係プログラムづくり実践プログラム，人権週間等の活用）

③学級・学習集団の育成

日々の授業や行事を通して，望ましい人間関係を築くとともに，人間としての在り方・生き方について正しく理解させ，規範意識や社会性が身に付くよう，指導の充実を図る。

④自己問題解決力の育成

議論や討論を通して問題を解決させる力を身に付け，いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組ませる。

⑤コミュニケーション能力の育成

ボランティア活動，異学年での活動等，他者と深くかかわる体験を重ね，コミュニケーション能力や自己有用感等を高める活動を行う。

⑥教職員の人権意識の向上

日々の教育活動の中で児童に指導する際，配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど，人権意識の向上に努める。

⑦保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ防止の取組や学校生活について，定期的な情報交換等，学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

⑧保護者や地域と連携した取り組み

保護者と高学年児童を対象に、ＳＮＳに関連するトラブルやその対処法、危険性などについての講習会を設定し、意識の向上を図る。

⑨配慮を要する児童等の措置

発達障害を含む，障害のある児童等については，個別の教育支援計画等の作成や適切な指導及び必要な支援を行う。

外国籍の児童等は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

イ　いじめ防止等の啓発活動

①学校の取組状況総点検

学期ごとに「いじめ問題への取組についてのチェックリスト」をもとに，日頃の指導について自身の総点検を行い，その改善を図る。また，「いじめ及び虐待状況調査」を行い，実態把握に努める。

②基本方針と組織設置の公表

保護者へ，いじめ防止及びいじめ防止基本方針や根絶対策委員会の設置を学校 HP や学校だよりで公表し，各家庭にも協力を得られるようにする。

（4）いじめの早期発見

ア　定期的な調査と教育相談

①月毎に行われる生徒指導部会議で，学校生活に対する取組の反省や課題をあげるだけでなく，各クラスの状況を学年会議等で現状を把握し，気になる事例があった場合は報告する。管理職を含むいじめ防止及び根絶対策委員会とともに，対応する方針を話し合い，指導していく体制を整える。

②学級担任の日頃の指導の中で気付いたことはもちろんのこと，日記や保護者からの連絡にアンテナをはり，迅速に対応することができるようにする。また，学期ごとに教育相談週間を設け，児童が相談できる機会をもち早期発見に努める。

③「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師・家庭用）」を活用し，定期的に児童の状況を把握する。また，チェックシートだけでなく，日記や，スマイルボックス，日常の行動や仕草の変化を見逃さないようにする。

④毎学期，児童にアンケートや聴き取りを行い，実態把握に努める。

イ　相談体制と相談窓口

A　スマイルボックスの活用

① いつでも，誰にでも困ったことを相談できるよう，「スマイルボックス」を設置する。設置場所については，十分配慮し，投函しやすい場所に設置する。また，全校児童にむけてスマイルボックスの存在を周知徹底する。

② スマイルボックスは毎日開け，確認する。（養護教諭が確認する）

③ 相談する先生は児童が選択するものとし，学級担任に絞らず，困ったことを話しやすい状況をつくる。

④スマイルボックスに投函してあった内容は，教育相談担当，生徒指導主任に報告。重大な内容であれば管理職に速やかに報告・連絡・相談を徹底する。

B　教育相談室の活用

友達の目を気にせずにいつでも相談することができるよう，教育相談室を活用し，学校生活や友達関係における悩みや不安要素を取り除けるようにする。

C　教育相談週間の実施

毎学期に教育相談週間を設け，児童が悩みを打ち明けられる機会を増やす。また，実施する時期としては，学期が始まり２ヶ月を経過する頃に行うものとし，経過，観察を行えるようにする。

ウ　教職員の資質向上

①夏休みの研修では，外部講師を招いて，教育相談，生徒指導に関する研修や，いじめ防止基本法の理解を深める。

②いじめは誰にでも起こり得ることであるという認識を高める。

③望ましい学級集団づくりについての研修を行う。

エ　インターネットを通して行われるいじめ対策

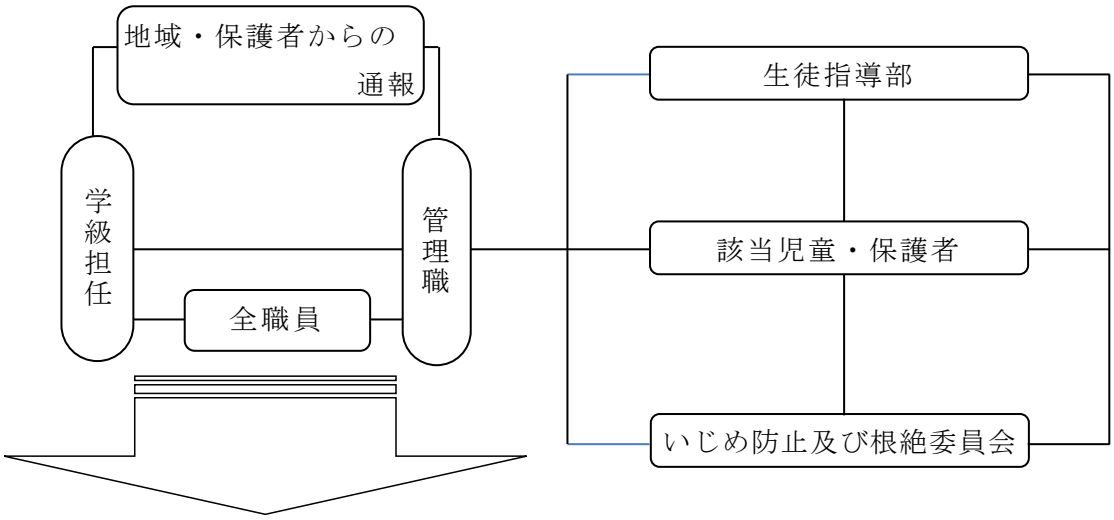
①この件に関しては，教師の知らないところで行われていることが多いため，保護者の協力が必要不可欠である。家庭教育学級，学期末保護者会，学年便りや学級通信を通して協力を得る。また，５学年で学習する社会科の学習や，道徳の授業でもインターネットを通していじめが行われてしまっている現状を児童にも把握させ，絶対にやってはいけないことだという認識をもたせる。

②通信機能のついているゲーム機にも，児童を誹謗中傷するような書き込みがある現状を知らせ，情報化した社会が児童に悪影響を及ぼすことを指導する。

③インターネット上での悪口と思われるような書き込みを見つけた場合は，すぐに学級担任に報告するよう，児童に指導する。これは「告げ口」ではなく，友達を守る勇気ある行動であることを指導する。また，それを言えない児童もいることから，スマイルボックスを利用したり，日記や保護者を通して担任に知らせたりと，方法は問わないこともあわせて指導する。

４　いじめを認知した場合の対応

（１）報告連絡体制



※いじめが疑われる言動を確認
※生活ノート，日記等から気になる言葉を発見
※学習ノートや教科書などの落書きや消した跡の発見
※スマイルボックスやいじめアンケート，教育相談からの発見
※教育相談員からの報告
※保護者や地域からの発見
※当該児童からの訴え
※周囲の児童からの訴え
※教育委員会や相談機関からの連絡・情報提供

（２）事実確認と報告

①いじめ防止及び根絶委員会の編成

学級担任が一人で抱え込まないように，学年，生徒指導部，いじめ防止及び根絶対策委員会などとともに，組織的に対応する。

②管理職等への報告

いじめ問題の対応は学級担任一人で解決させず，事態の悪化や遅れを防ぐために，情報を得た時点で緊急事態の意識をもち，些細なことでも記録し，速やかに管理職に報告する。

③事実確認の正確な把握

当事者だけでなく，保護者や友人関係，課外活動部の友人（学年問わず）等からの情報収集を通して事実確認を迅速かつ正確に把握する。

※事実確認は，被害者・加害者・関係児童を個別に，同時進行（同時刻）で行い，聞き取った内容の整合性を確認し，不一致な点があれば再度確認する。とりまとめる際は時系列で行う。

（3）いじめ被害者及び保護者の対応

以下の対応は，学級担任一人ではなく，組織的に協力体制で取り組むこととする。

①いじめ被害者への対応

＜いじめられる側の特徴例＞

○偶然ターゲットになる。子供社会のなかで上下関係ができてしまい，下になってしまう。

○その児童をいじめても周りからの批判が少ない。

○集団になじみにくい。（大変おとなしく，会話が少ない児童など･･･）

○はっきり抵抗せず，怖くない。

○はっきりとした意思表示がなく，いじめを受け入れているようにも見える。

担任は楽しそうにしている様子が見えるだけで，その子の本心に迫らず見逃してしまうことがある。

⇒

いじめられている傾向があるにもかかわらず，不自然に明るく振る舞っていたり，はしゃいでいたり，一見すると楽しそうに見える児童。

要注意

＜いじめ被害者への対応＞

○該当児童に「いじめられる方にも原因がある」「いじめられる方も悪い」などといった，信用を失ってしまうような発言は絶対にしてはならない。

⇓

学級担任との信頼関係が崩壊するだけでなく，児童の大人への信用を失わせることとなり，解決に至らない。

○「いじめる側が悪い」「いじめから絶対に守る」という姿勢は絶対に崩さずに支援する。

○つらさや悔しさを十分に受け止め，学級担任だけでなく，今後の対策方法を話し合うなどして，全職員がかかわるという姿勢を児童に見せ，安心感を与える。

○登下校時や休み時間，清掃時間など，教師の目が離れる時間にいじめられることの内容に配慮する。

○ストレスを解消（心のケア）できるよう支援すると共に，よい点を誉めるなどして，励まし，自信を与える。（スクール・カウンセラーや教育相談員，成田市教育センター臨床心理士の活用）

○安心して学習に取り組めるよう支援をする。（特別支援員の配置）

○学級担任との信頼関係を構築できるよう，より児童の心に寄り添い，安心して登校できるようにしていく。また，定期的に教育相談を行い，不安要素を徐々に取り除いていけるようにする。

②保護者への対応

○いじめられていた事実を該当児童保護者に必ず連絡する。電話連絡ではなく，来校していただくか家庭訪問を行うなどして報告し，今後の対応策を説明し，了承を得て，家庭にも協力を得る。（管理職，生徒指導主任，学級担任，学年主任のいずれかが同席する）

○学級担任，スクール・カウンセラー，教育相談員等とともに，保護者の心のケアもしていく。

○把握している実態や状況を正確に説明する。憶測による発言や軽率な発言は絶対にしない。

○いじめの内容によっては，教育委員会（学校問題解決支援チーム）や警察との連携協力を行うこともある。

○定期的に家庭と連絡をとり，学校での取り組みの経過や家庭での様子について情報交換を行い，信頼関係を構築する。

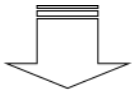
（４）いじめ加害児童及び傍観者並びに保護者への対応

①いじめ加害児童への対応

＜いじめる側の問題として･･･＞

○本当はかかわりをもちたいが，いじめるという形でしか周囲とつながりがとれない。

○自分が排除される不安から犠牲者をつくり，自分を安全な強者の集団に置く。



・自分が見捨てられないかと不安になっており，上に立って自分が強いときだけ安心できる。集団所属感の希薄さゆえに「いけにえ」をつくる。

・頼るべき存在を急に喪失して，その寂しさや怒りの向かう場所がなく他者へのいじめという形で表出してしまう。

・家族や親族などの身近な人からの暴力や暴言を受けたり，過度の期待からくるストレスを受けたりして，自分が今度は他の場所（学校）などで鬱憤を晴らす。

＜いじめ加害者及び傍観者への対応＞

いじめの意識があった場合は･･･

○いじめは絶対にしてはいけない行為であることを個別に指導し，いじめの非に気付かせ，被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。同時にいじめは絶対にしてはいけない行為であることを再認識させる。

いじめの意識がなかった場合は･･･

○加害児童が該当児童に対して，コミュニケーションをとるためのものだったり，からかったり，ちょっかいを出しているつもりだった等，いじめの意識がなかった場合にも，被害児童の気持ちを考えさせ，相手のことを本当に思った行為だったかどうかを反省させる。同時に，結果としていじめになってしまったことを理解させ，相手への謝罪の気持ちを醸成させる。

②傍観者への指導

○いじめは，いじめる側といじめられる側，という二者関係だけで成立しているのではなく，「観衆」としてはやし立てて面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に

よって成り立つものであり，実際にいじめに加わっていなくても，それは「いじめた側」に所属してしまうことを改めて理解させる。

○「観衆」や「傍観者」はいじめをなくせるチャンスがあったこと，被害児童を救えるチャンスがあったことを認識させ，相手への謝罪の気持ちを醸成させる。

○中には，教師や保護者に相談することで，いじめの標的になるのではないかという不安感をもって相談できずにいる児童もいることも考えられる。それは「告げ口」ではなく，被害児童を守る正義感のある，人権を守る勇気ある行動だということを普段から指導しておく必要がある。

○異学年による，ソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して，コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

＜指導上の留意点＞

○命令口調で指導したり，追い詰めたりせずに，いじめてしまった背景や動機を聴き取り，指導・支援にあたる。

○指導するときは個別に複数（一人は記録）で指導する。体罰は絶対にしない。

○加害者となった児童の人格を否定するような発言はしない。

○何もかもいじめと決めつけずに，加害児童の話を冷静に判断し，何が一番いけなかったのかを共に理解し，今後の学校生活に向けた前向きな話をする。

○いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに，今まで以上にかかわりをもつようにする。

○重大な事案の場合には，加害児童を教室や被害児童から離すことも視野に入れて指導する。

③加害児童保護者への対応

○いじめていた事実を該当児童保護者に必ず連絡する。被害児童保護者と同様に，電話連絡ではなく，来校していただくか家庭訪問を行うなどして報告し，その原因や背景など，把握していることの全てを話す。また，今後の対応策を説明し，了承を得て家庭にも協力を求める。

○被害児童・保護者に謝罪するよう促すなど，加害児童の行った行為がそれほど重みのあることであることを認識させ，再発の防止を図る。

（6）その他

＜いじめ問題解決後の取り組み＞

○継続的な支援及び再発防止

いじめが解決したと見られる場合でも，気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり，再発していたりする可能性があることから，継続して十分な注意を払い，見守っていく。

○解決したと思われる後も，被害児童の保護者，加害児童の保護者に学校の様子を報告し，家庭での様子も聞く。

○いじめの防止等のための連携

子どもの成長，生活に関心をもち，いじめの兆候等が感じられるときは，関係する保護者，学校，関係機関等に積極的に情報を提供するとともに，連携していじめの防止に努める。

５　重大事態への対処

（１）重大事態の基準

ア　児童の生命や心身又は財産の安全がおびかやされるような重大な事態に至るおそれがあると認められるもの。

○暴力や恐喝，傷害，器物破損など刑法に触れる犯罪行為が見られる場合。

○いじめられている児童の生命又は心身の安全が脅かされているような状態。

○身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合。

○精神性疾患を発症した場合。

○児童の自殺企図や未遂，実行の場合。

イ　児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるもの。

○年間３０日を目安とする。ただし，日数だけでなく児童の状況等個々のケースを十分把握する。

＜自殺直前の５つのサイン＞

①突然の態度の変化

・友人との交際をやめて，引きこもりがちになる。

・投げやりな態度が目立つ。

・身だしなみを気にしなくなる。

②自殺をほのめかす

・「だれも自分のことを知らないところへ行きたい」

・「夜眠ったら，もう二度と目が覚めなければいい」等

③別れの用意をする

・大切な持ち物を友人にあげる。

・長く借りていたものを返す。

④過度に危険な行為に及ぶ

・事故を繰り返したり，重大な事故につながるような行動をたびたび起こしたりする。

⑤自傷行為に及ぶ

・手首を浅く切る

・薬を複数錠服用する。等

第２８条　【いじめ防止対策推進法】

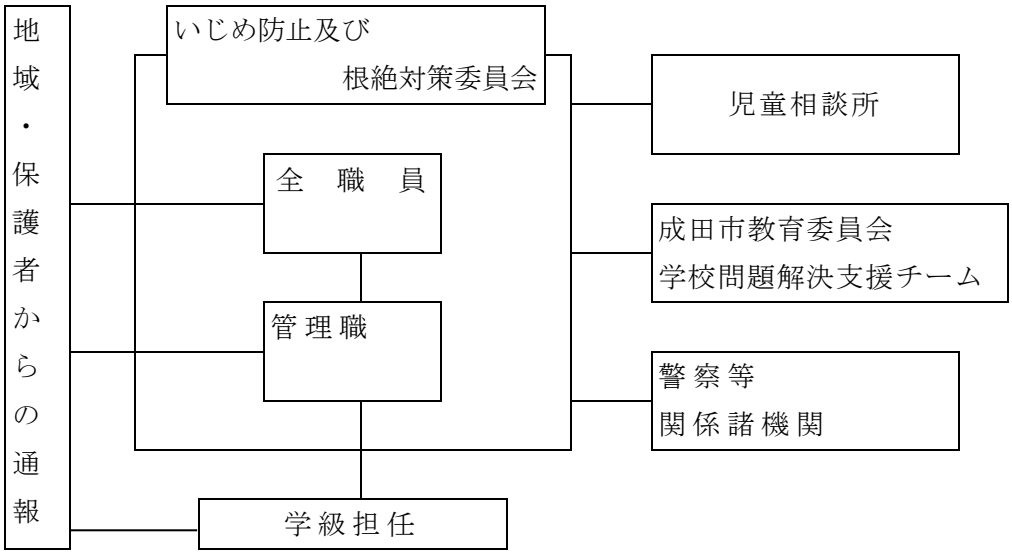
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（2）発生の調査報告

①報告連絡・調査体制（組織）



②事実関係を明確にするための調査と報告

＜調査＞

重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から）誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか。学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア　いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合，いじめられた児童から十分に聴き取るとともに，在籍児童に質問紙調査を行う。この際，いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば，質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり，被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する）

また，調査による事実関係の確認と共に，いじめた児童への指導を行い，いじめ行為を止める。（指導・支援については，前の記載事項を確認）

いじめられた児童に対しては，事情や心情を聴取し，いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等をすることが必要である。

○市教育委員会の学校問題解決支援チームに設置されている専門部会のメンバーに諮り質問票の使用，その他の適切な方法により，事実関係を明確にするための調査を行う。

○質問票から，事実確認がとれそうな児童を吟味し，聴取する。その際，犯人捜しではなく，困っている友達を助けたいという目的で行っていることを確認しておく。

イ　いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等，いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は，当該児童の保護者の要望や意向を十分に聴取し，迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については，在籍児童に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

＜報告＞

○学校は，調査結果を直ちに成田市教育委員会へ報告するものとする。

○また，調査によって明らかになった事実関係について，説明する。

③保護者等への情報提供

○調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し，必要な情報を適切に提供するものとする。

○これらの情報の提供にあたっては，学校は他の児童のプライバシーに配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

（３）調査結果を踏まえた必要な措置

①関係機関との連携

○市教育委員会「学校問題解決支援チーム」
○市教育センター
○児童相談所
○千葉県子どもと親のサポートセンター
○２４時間いじめ相談ダイヤル
○チャイルドライン千葉　○千葉いのちの電話
○子ども人権１１０番
○ヤングテレフォン（千葉県警察少年センター）
○成田警察署

いずれの機関も，依頼して任せっきりにするのではなく，学級担任や管理職を中心に報告・連絡・相談を密にし，最後まで関係をもつ。
　かかわっている児童は，あくまでも本校の児童であるということと本校の抱えている問題であるということを認識しておく。

②再発防止

○再発を防止するために，次の事項の指導，徹底を図り，職員間での共通理解，共通行動（歩調）をとる。

☆いじめの禁止「やめる勇気」

・友達（他者）に対しては思いやりの心をもち，絶対にいじめをしたり，加担したりしないこと。

☆いじめの防止「止める勇気」

・いじめを傍観することは，いじめに加担していると同じである意識をもつこと。

☆周囲への相談「話す勇気」「友達を守る勇気」

・いじめを見たら，学校の先生，保護者や周囲の大人等に積極的に相談すること。

☆お互いの個性を認め合う「認める勇気」

・自分と違う考え方や行動をとる人がいても，それぞれの個性を素直に受け止めること。

○子どもの人権意識を育む

　いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めるものとする。

○道徳教育及び体験活動の充実

　児童の豊かな情操と道徳心をさらに培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止等に資することを踏まえ，すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を，道徳教育推進教師が要として意図的，計画的に推進するものとする。（命を大切にするキャンペーン，豊かな人間関係プログラムづくり実践プログラム，人権週間等の活用）

○いじめ防止等の啓発活動

　児童及び保護者並びに教職員に対し，いじめを防止することの重要性について理解を深めるため，学校 HP，学年便り，集会，授業参観，保護者会等を通して啓発活動を行うものとする。

○相談体制の整備

児童及び保護者並びに教職員がいじめに係わる相談を行うことができる体制を整備するものとする。相談体制を整備するにあたっては，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利，その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。また，校内の職員からの情報共有を密にし，報告・連絡・相談体制を整えるものとする。

○加害児童の集団からの隔離

重大な事案と判断した場合には，被害児童を守るために，加害児童を集団（学級）から隔離し，指導する。

○警察との連携

重大な事案で，被害児童の保護，加害児童への指導において必要であれば成田市教育委員会の指導のもと，警察との連携を積極的に行う。

6　学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

（1）公表

年度初めに公表するものとし，学校だけでなく，各家庭，地域の協力を得て，児童が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることができるようにする。

（2）基本方針の見直し

○学校評価アンケートや生徒指導部会，いじめ防止及び根絶対策委員会の意見を反映し，児童の実態に応じて，見直しを行う。

○学校評議委員及び教育相談員に依頼し，基本方針の内容や，点検結果・改善の方針などいじめ防止に関する取り組みを総括的に評価していただく。

（3）学校評価等

○学校評価アンケートを保護者に実施し，保護者の視点から評価していただき，今後の対応や改善策を練ることとする。

○学校評価アンケート（教員・保護者）の結果等を用いて点検し，改善を行う。

平成２６年２月２８日　策定
平成２７年５月　１日　改訂
平成２８年４月１４日　改訂
平成２９年６月２０日　改訂
平成３１年１月２３日　改訂
令和２年３月２３日　改訂
令和５年６月１６日　改訂
令和８年７月２２日　改訂